

## 2 生活衛生課

生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当、保健栄養担当、さらに平成24年度に開設した医療安全支援センターで組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生及び食品衛生等に係る各種の事業を実施した。

### (1) 医事・薬事

#### ① 医療機関等の許認可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

医事施設への立入調査は有床診療所2件を含む88件実施した。また、衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っており、今年度は11件の立入調査を実施した。

#### ② 薬局等の許認可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、医薬品等一斉監視指導を2回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品等2品目、化粧品2品目及び医療機器1品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。

#### ③ 毒物劇物販売業者等の許認可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、6月には農薬等の一斉指導、10月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

#### ④ 医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受け及び交付を行っている。

#### ⑤ 家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品等32検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

#### ⑥ 薬物乱用防止対策

東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会とともに、平成24年5月の「健康フェスタ」等において、薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施し、薬物乱用の恐ろしさや知識の啓発に努めている。平成20年度から、小中学校生徒の指導にあたる教師及び薬物乱用防止講師の資質の向上に資するため、薬物乱用防止講師養成研修会を開始した。

また、市内の小中学校生を対象とした薬物乱用防止講習会において使用するパンフレットや、薬物標本の貸し出し等を行っている。

#### ⑦ 救急医療機関

医療機関から、救急業務に関し協力する旨の申し出があった場合の届出書類の受理及び実地調査等を行っている。平成24年度に救急業務に関し協力する旨の申し出があつて、告示のあつた医療機関は4施設であった。

#### ⑧ 年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっており、保健所では、医療機関等へ届出書類を発送するとともにそれらの受理（回収）を行っている。

医事業事関係施設数及び監視指導件数（表（1）－1）

（平成24年度）

業績		施設数		新規	廃止	更新	諸届	監視指導		
		23年度末	24年度末							
病院		40 (9122)	40 (9143)	2	2	-	218	5		
一般診療所		380 (137)	382 (153)	20 (19)	18	-	202	32		
	有床	19 (137)	20 (153)	1 (19)	-	-	12	2		
	無床	361	362	19	18	-	190	30		
歯科診療所		288	290	8	6	-	122	11		
	有床	-	-	-	-	-	-	-		
	無床	288	290	8	6	-	122	11		
助産所		18 (3)	16 (3)	-	2	-	3	-		
	有床	2 (3)	2 (3)	-	-	-	3	-		
	無床	16	14	-	2	-	-	-		
衛生検査所		7	7	-	-	-	32	11		
施術所	あま指、はり、灸	278	286	20	12	-	31	21		
	柔道整復	126	131	12	7	-	21	13		
出張施術業務者		219	237	34	16	-	-	-		
医業類似行為		1	1	-	-	-	-	-		
歯科技工所		86	87	6	5	-	1	6		
総数		1443	1477	102	68	-	630	99		
医薬品	薬局		218	210	9	17	35	888	114	
	販売業	一般販売業	7	2	-	5	-	-	2	
		店舗販売業	75	83	13	5	-	232	47	
		卸売（一般）販売業	34	39	15	10	5	9	24	
		薬種商販売業	7	-	-	7	-	1	3	
		特例販売業	3	-	-	3	-	-	-	
		配置販売業	-	-	-	-	-	-	-	
	薬局・製造販売業		19	16	-	3	2	3	9	
	薬局・製造業		19	16	-	3	2	3	9	
	麻薬小売業者		124	127	12	9	53	269	47	
	向精神薬販売業者		252	249	-	-	-	-	138	
	覚せい剤原料取扱薬局※1		218	210	-	-	-	12	114	
	高度管理医療機器販売業・賃貸業		137	135	10	12	18	60	37	
高度管理医療機器販売業		104	109	15	10	1	61	66		
高度管理医療機器賃貸業		1	1	-	-	-	-	-		
管理医療機器販売業・賃貸業（兼業）		266 (217)	257 (209)	9	18	-	1	148 (122)		
管理医療機器販売業		732	743	29	18	-	29	127		
管理医療機器賃貸業		5	3	-	2	-	-	-		
化粧品販売業		344	334	37	47	-	-	-		
医薬部外品販売業		344	334	37	47	-	-	-		
毒物劇薬	販売業	一般販売業	156	153	9	12	27	63	50	
		特定目品販売業	8	6	1	3	-	1	2	
		農業用品目販売業	9	8	-	1	-	4	10	
	業務上取扱者	届出	電気メッキ業	3	3	-	-	-	-	3
			金属熱処理業	-	-	-	-	-	-	-
			運送業	1	1	-	-	-	2	-
	非届出	工場・研究所	57	56	-	-	-	-	4	
学校		142	142	-	-	-	-	-		
総数		3285	3237	196	232	143	1638	954		

（）内は病床数 あま指：あん摩マッサージ指圧 ※1 覚せい剤取締法第30条の7の第7号に規定する者の薬局

※2 「管理医療機器販売業・賃貸業（兼業）」の各項目における（）内数値は兼業分再掲

病院・診療所・助産所病床数（表（1）－2）

年 度	総 数	病 院	病 院 内 訳					一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助産所
			一般病床	結核病床	精神病床	感染症病床	療養病床			
23年度	9,262	9,122	2,737	—	4,232	8	2,145	137 (-)	—	3
<b>24年度</b>	<b>9,265</b>	<b>9,143</b>	<b>2,812</b>	—	<b>4,206</b>	<b>8</b>	<b>2,083</b>	<b>153</b> (-)	—	<b>3</b>

\*：（ ）内は療養病床再掲

八王子医療刑務所病院・少年院（診療所）関係の病床は含まない。

医療従事者免許受付件数（表（1）－3）

年 度	区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 技 工 士	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 能 訓 練 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	そ の 他 免 許
23	総 数	845	23	10	69	95	15	416	77	7	12	30	3	3	34	48	3
<b>24</b>	<b>総 数</b>	<b>918</b>	<b>24</b>	<b>10</b>	<b>116</b>	<b>96</b>	<b>11</b>	<b>407</b>	<b>97</b>	<b>13</b>	<b>14</b>	<b>36</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>33</b>	<b>52</b>	<b>1</b>
	新 規	527	14	6	59	67	7	220	43	9	9	17	—	4	25	46	1
	籍訂正・書換	329	6	3	52	26	3	165	37	—	4	17	1	3	7	5	—
	再 交 付	46	2	1	4	2	—	15	17	2	1	—	—	—	1	1	—
	除 籍 (まっ 消)	6	1	—	1	—	1	—	—	2	—	1	—	—	—	—	—
そ の 他	10	1	—	—	1	—	7	—	—	—	1	—	—	—	—	—	

シアン化合物を使用している電気めっき事業所等の廃水検査（表（1）－4）

年 度	区 分	施 設 数	採 水 件 数	検 査 結 果	
				1.0ppm 以下	1.0ppm を超えたもの
23	総 数	3	3	3	—
<b>24</b>	<b>総 数</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>—</b>
	電気めっき業 金属熱処理業	3 —	3 —	3 —	— —

医療機関従業者数表（表（1）－5）

（平成23年10月1日現在）

種 別	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所
総 数	8,874.9	2,890.2	1,308.7
医 師	704.9	535.1	0.1
（ 常 勤 ）	548.0	406.0	—
（ 非 常 勤 ）	156.9	129.1	0.1
歯 科 医 師	21.9	3.2	445.0
（ 常 勤 ）	13.0	1.0	366.0
（ 非 常 勤 ）	8.9	2.2	79.0
薬 剤 師	211.8	20.8	1.1
保 健 師	140.8	15.1	—
助 産 師	40.3	13.0	—
看 護 師	2,557.9	306.6	2.1
准 看 護 師	917.9	119.2	—
看 護 業 務 補 助 者	1,415.2	156.9	—
理 学 療 法 士	196.8	39.8	—
作 業 療 法 士	209.2	6.1	—
視 能 訓 練 士	14.2	13.0	—
言 語 聴 覚 士	62.6	6.4	—
義 肢 装 具 士	—	1.3	—
歯 科 衛 生 士	18.9	3.2	306.9
歯 科 技 工 士	1.0	0.5	23.0
歯 科 業 務 補 助 者	—	—	407.5
診 療 放 射 線 技 師	152.6	41.7	—
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	1.4	10.0	—
臨 床 検 査 技 師	217.0	66.8	—
衛 生 検 査 技 師	—	—	—
臨 床 工 学 技 師	43.9	25.7	—
あん摩マッサージ指圧師	8.0	40.4	—
柔 道 整 復 師	3.0	20.8	—
管 理 栄 養 士	80.8	—	—
栄 養 士	40.6	22.6	—
精 神 保 健 福 祉 士	84.5	2.3	—
社 会 福 祉 士	35.3	8.0	—
介 護 福 祉 士	287.1	190.4	—
そ の 他 の 技 術 員	65.7	35.8	—
医 療 社 会 事 業 従 事 者	44.8	3.0	—
事 務 職 員	769.0	837.0	96.3
そ の 他 の 職 員	527.8	343.5	26.7

\* 3年ごとに行われる医療施設静態調査による。

年末届出件数(表(1)-6)

(平成24年12月31日現在)

区分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師
件数	8,256	1,138	416	1,452	339	87	4,824			

\* 2年ごとの届出件数による。

(2) 医療安全支援センター

平成24年9月に医療安全支援センターを保健所内に開設し、市民が抱える医療への不安や苦情、相談等に対応するとともに、医療機関や市民に対して、医療安全に関する助言や情報提供を行った。

平成25年2月4日、八王子市医療連携推進協議会に当センターの開設及び運営方針について報告した。

○医療安全相談窓口

ア. 相談件数(表(2)-1)

24年度(9月~3月)計	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
392	7	65	67	51	59	58	85

イ. 相談者(表(2)-2)

区分	本人	家族・親戚	友人・知人	その他	不明
件数	272	106	6	4	4
割合(%)	69.4	27	1.5	1	1

ウ. 内容(表(2)-3)

区分	相談	苦情
件数	313	79
割合(%)	79.8	20.2

エ. 処理経過(表(2)-4)

区分	相談者へ 助言・説明	医療機関 案内	専門・関係 機関案内	医療機関へ 連絡	保健所内 他部署案内	市役所内 他部署案内	その他
件数	226	85	53	20	7	7	20

### (3) 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

#### ① 施設と監視指導

環境衛生関係施設数・許可・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）（表(3)-1）

業種	施設数		許可・確認 届出件数	変更 件数	廃止 件数	監視指導 件数
	23年度末総数	24年度末総数				
<b>総数</b>	<b>6,271</b>	<b>6,203</b>	<b>113</b>	<b>496</b>	<b>180</b>	<b>752</b>
理容所	321	328	15	35	8	125
美容所	637	649	34	141	21	186
クリーニング所	351	339	10	17	22	82
一般所	123	116	1	6	8	16
取次所	228	223	9	11	14	66
公衆浴場	40	41	1	19	—	49
普通の通所	4	4	—	1	—	4
旅館業	36	37	1	18	—	45
ホテル	68	66	3	19	5	72
旅館	25	25	1	5	1	28
簡易宿所	37	35	—	11	2	35
下宿	6	6	2	3	2	9
季節営業（再掲）	—	—	—	—	—	—
興行場	1	0	1	—	2	1
映画館	24	24	—	20	—	23
多目的利用施設	13	13	—	9	—	13
その他の他	8	8	—	9	—	8
仮設興行場	3	3	—	2	—	2
プー	—	—	—	—	—	—
許可	23	24	13	18	12	45
水道施設	2,954	2,886	27	108	95	129
上水道	—	—	—	—	—	—
簡易水道	—	—	—	—	—	—
専用水道	44	45	2	55	1	55
簡易専用水道	771	763	10	19	18	19
特定小規模貯水槽水道	623	589	7	34	41	41
特定外小規模貯水槽水道	1,516	1,489	8	—	35	14
温泉利用施設	13	13	2	9	2	13
墓地等	1,673	1,670	7	9	10	26
墓地	1,657	1,655	7	8	9	23
納骨堂	15	14	—	1	1	2
火葬場	1	1	—	—	—	1
特定建築物	167	163	1	101	5	2

環境衛生関係施設・届出・廃止・監視指導件数（要綱に基づく施設）（表（3）－2）

施設	施設数		許可・確認届出件数	廃止件数	監視指導件数
	23年度末総数	24年度末総数			
<b>総数</b>	<b>780</b>	<b>752</b>	<b>2</b>	<b>30</b>	<b>28</b>
コインランドリー	62	60	2	4	17
コインシャワー	—	—	—	—	—
飲用に供する井戸等	718	692	—	26	11

② 室内環境対策

健康づくり施策の一環として、測定機器等を使用して住まいの環境調査を実施し、データに基づき健康的な住まい方や維持管理について助言を行っている。

室内環境対策（表（3）－3）

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	合計
相談件数	15	13	1	423	16	22	490
調査件数	1	—	—	8	1	1	11

③ 環境衛生関係施設の科学検査

環境衛生関係施設法令に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行っている。なお、施設の科学検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

ア 理容所・美容所の空気検査（表（3）－4）

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）			
					適合	不適合	冷房期		暖房期	
							炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所	72	67	5	72	67	5	—	—	5	—
美容所	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
基準							0.5%以下	(50ppm以下)*	0.5%以下	(50ppm以下)*

\*（ ）内は指導基準によるもの

イ クリーニング所の空気検査（表（3）－5）

溶剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		指導基準
					適合	不適合	
テトラクロロエチレン	2	2	—	4	4	—	50ppm以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	200ppm以下
フロン（113）	—	—	—	—	—	—	—

ウ クリーニング所の排水検査（表（3）－6）

溶 剤	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		指導基準
					適 合	不適合	
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	0.1mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	3mg/ℓ以下

エ 公衆浴場検査（表（3）－7）

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）					
					適 合	不適合	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	照度	レジオネラ属菌	遊離残留塩素
普 通	4	3	1	26	21	5	—	—	—	3	—	2
その他	33	23	10	148	120	28	—	—	—	22	1	5
基 準							5度以下	25mg/ℓ以下	1個/mℓ以下	20Lux 以上	検出されないこと	0.4mg/ℓ以上

オ 宿泊施設の浴槽水の水質検査（表（3）－8）

循環式浴槽を使用している宿泊施設の浴槽水について、レジオネラ属菌の検査を行っている。

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適数（延べ数）
						レジオネラ属菌
2	2	—	2	2	—	—
基 準						検出されないこと

カ 興行場の空気検査（表（3）－9）

検 査 施設数	適 合 施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）				
				適 合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量	照度	
21	18	3	44	38	6	6	—	—	—	
基 準							0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	*

\*場内において映写中または演技中は0.2Lux 以上、休憩中は20Lux 以上

キ プールの水質検査（表（3）－10）

種別	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）								
					適 合	不適合	pH 値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	レジオネラ属菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス
許 可	32	23	9	93	80	13	1	—	—	—	—	—	4	8	—
基 準							5.8～8.6	2度以下	12mg/ℓ以下	検出されないこと	200個/mℓ以下	検出されないこと	100Lux 以上	0.4mg/ℓ 以上	0.15%以下



## ク 温泉利用施設の水質検査（表（3）－11）

温泉水を使用している施設について、レジオネラ属菌の検査を行っている。

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適数（延べ数）
						レジオネラ属菌
6	6	－	6	6	－	－
基準						検出されないこと

## ④ 行政による水質検査

専用水道や井戸水など実態把握のための行政検査を行っている。

### 行政による水質検査（表（3）－12）

区分	検査数	適合	不適合	項目別不適数（延べ数）							
				大腸菌	一般細菌	色度	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	その他	
総数	17	16	1	－	1	－	－	－	－	－	－
飲料水	専用水道	12	12	0	－	－	－	－	－	－	－
	井戸水等	5	4	1	－	1	－	－	－	－	－
基準				検出されないこと	100個/ml以下	5度以下	2度以下	10mg/l以下	10mg/l以下	－	

## ⑤ 苦情と相談

### 内容別相談件数（表（3）－13）

総数	営業関係			飲料水					その他
	六法	その他（特定建築物含む）	計	法適用施設	特定小規模貯水槽水道	特定外小規模貯水槽水道	飲用に供する井戸等	計	
1,815	655	641	1,296	314	68	17	106	505	14

## ⑥ 衛生管理講習会

各環境衛生施設の衛生水準の向上を図るため、施設の衛生管理講習会を開催した。

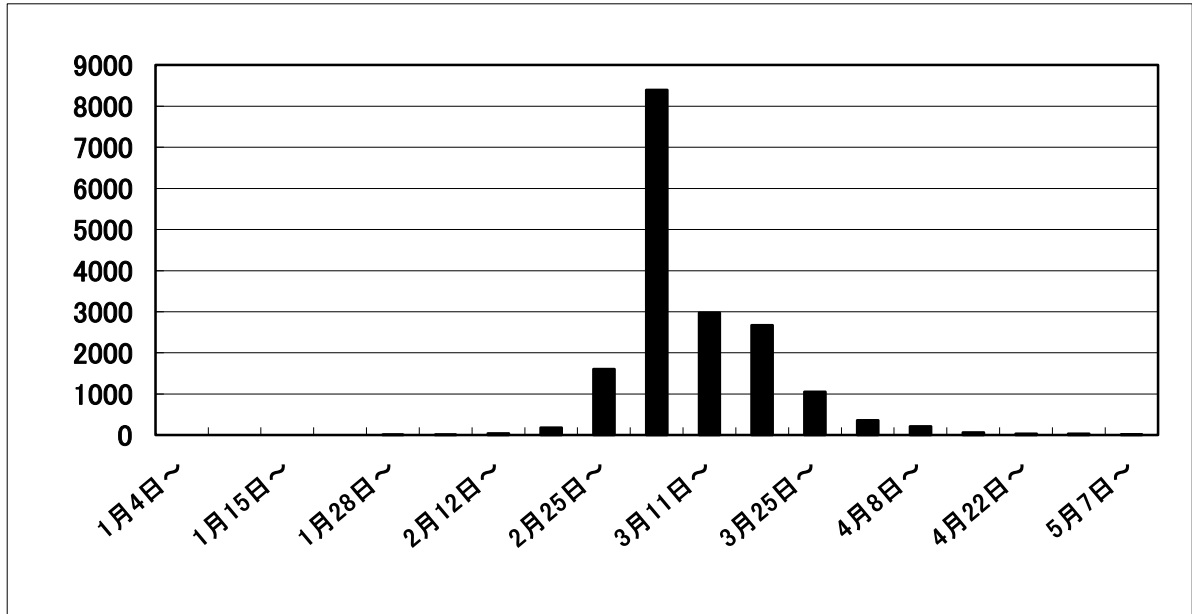
### 衛生管理講習会（表（3）－14）

対象	回数	内容	受講者数
プールの管理者	3	プールの衛生管理について	278
理容所の経営者	1	理容所の衛生管理、感染症、自殺予防について	142
美容所の経営者	1	美容所の衛生管理、感染症、自殺予防について	167
旅館業の経営者	1	旅館業営業施設の衛生管理、施設の衛生等について	32
特定建築物管理者	1	立入検査時の事例、建築物環境衛生維持管理要領	96
理美容所の経営者	1	理美容所の衛生管理、感染症、自殺予防について	45
八王子市環境衛生協会自治指導員	1	環境衛生営業施設の自主管理、監視指導について	28
専用水道施設の管理者	1	水道法の規則改正、専用水道の衛生管理について	31

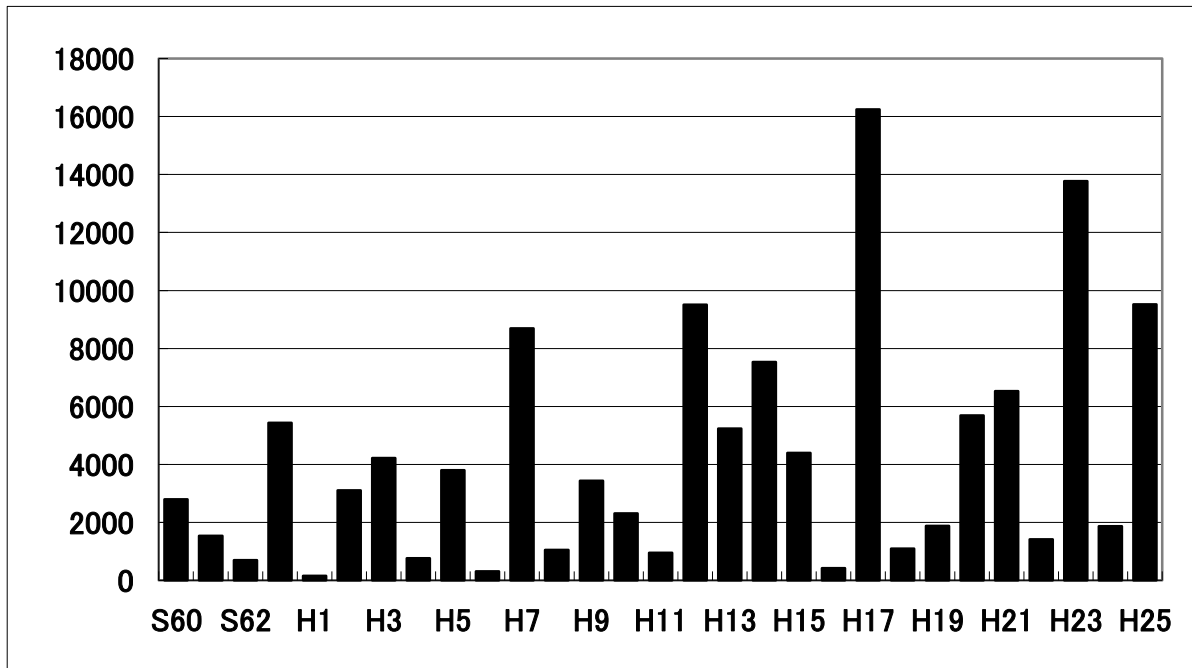
⑦ 飛散花粉数調査

花粉症対策の基礎資料とするため、スギ、ヒノキ、ブタクサ等の飛散花粉数を調査した。  
 平成25年春（平成25年1月4日から5月10日までの間）の八王子の観測点でのスギ・ヒノキ科花粉数は17654.8 個/cm<sup>2</sup>を観測した。都内平均のスギ、ヒノキ科合計飛散花粉数は過去10年間で4番目に少なかった昨春と比べて、約5倍であり、過去10年間で3番目に多く、平均の約1.8倍であった。八王子の観測点では昨春の約7倍の飛散となった。

(個/cm<sup>2</sup>/週) 図(3)-1 八王子観測点のスギ・ヒノキ花粉飛散数(週別)



(個/cm<sup>2</sup>/シーズン) 図(3)-2 都内の観測地点の平均値(年別)



#### (4) 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品衛生の安全を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これらの施設に対する監視指導、食中毒を起こしやすい業種の重点監視及び市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施した。また、衛生講習会を実施し、食品関係業者等の衛生知識の普及向上に努めた。

##### ① 営業施設、許可数、監視指導件数

##### ア 食品衛生法第52条に規定する営業（表(4)-1）

区 分	23年度末 営業所数	24年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	備 考	
			新 規	更 新				
合 計	8,735	<b>8,750</b>	871	728	856	3,699		
飲 食 店 営 業	旅 館 ・ ホ テ ル	51	<b>50</b>	1	5	2	18	業変+6 -3  業務-3 業変+2 -2 業変-1 業変+2
	バ ー ・ キ ャ バ レ ー	197	<b>200</b>	34	8	31	69	
	一 般 飲 食 店	3,208	<b>3,249</b>	336	227	295	1,472	
	民 生 食 堂	—	—	1	—	1	1	
	す し 屋	146	<b>147</b>	7	9	6	132	
	そ ば 屋	126	<b>118</b>	3	8	11	53	
	仕 出 し 屋	49	<b>46</b>	4	4	7	24	
	弁 当 屋	193	<b>188</b>	17	14	22	101	
	そ う 菜 店	173	<b>176</b>	17	21	14	115	
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 等	9	<b>14</b>	6	—	1	6	
	移 動	3	<b>3</b>	—	—	—	—	
	臨 時	361	<b>365</b>	30	26	26	57	
	許 可 あ る 集 団 給 食	272	<b>268</b>	22	17	26	189	
	自 動 車	75	<b>83</b>	15	5	7	23	
自 動 販 売 機	8	<b>10</b>	2	—	—	2		
天 ぷ ら 船	—	—	—	—	—	—		
屋 形 船	—	—	—	—	—	—		
小 計	4,871	<b>4,917</b>	495	344	449	2,262		
喫 茶 店 営 業	店 舗	51	<b>53</b>	7	4	5	16	
	自 動 販 売 機	845	<b>784</b>	50	147	111	203	
	自 動 車	4	<b>4</b>	1	—	1	1	
小 計	900	<b>841</b>	58	151	117	220		
菓 子 製 造 業	パ ン 製 造 業	142	<b>148</b>	13	16	7	67	業変+1 業変-1
	生 菓 子 製 造 業	161	<b>159</b>	8	6	10	58	
	そ の 他 の 菓 子 製 造 業	253	<b>287</b>	46	10	12	126	
	移 動	—	—	—	—	—	—	
	臨 時	79	<b>94</b>	17	5	2	33	
	自 動 車	24	<b>26</b>	3	2	1	6	
小 計	659	<b>714</b>	87	39	32	290		
あ ん 類 製 造 業	2	<b>2</b>	—	—	—	—		
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	63	<b>68</b>	12	1	7	25		
乳 処 理 業	—	—	—	—	—	—		
計	6,495	<b>6,542</b>	652	535	605	2,797		

区 分	23年度末 営業所数	24年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	備 考	
			新 規	更 新				
特別牛乳さく取処理業	—	—	—	—	—	—		
乳 製 品 製 造 業	5	5	—	1	—	7		
集 乳 業	—	—	—	—	—	—		
乳類販売業	専 業	34	—	2	3	10		
	ショーカーズ売り	599	627	73	47	221		
	自動販売機	497	418	21	50	72		
	自動販売車	5	5	—	2	—	2	
小 計	1,135	1,081	94	101	148	305		
食 肉 処 理 業	12	13	2	2	1	16		
食肉販売業	一 般	132	134	8	15	6	109	業変+1 業変-1
	包装機	326	334	48	19	40	111	
	自動販売車	—	—	—	—	—	—	
	自動販売	1	1	—	1	—	1	
小 計	459	469	56	35	46	221		
食 肉 製 品 製 造 業	5	5	—	1	—	5		
魚介類販売業	一 般	168	168	8	19	8	128	
	包装機	297	310	55	17	42	91	
	自動販売車	4	4	—	1	—	1	
	小 計	469	482	63	37	50	220	
魚介類せり売業	1	1	—	—	—	—		
魚肉ねり製品製造業	7	7	—	—	—	5		
食凍・冷蔵の冷業	冷 凍 業	10	10	—	1	—	10	
	冷 蔵 業	7	7	—	1	—	3	
	小 計	17	17	—	2	—	13	
食品の放射線照射業	—	—	—	—	—	—		
清涼飲料水製造業	6	7	1	1	—	9		
乳酸菌飲料製造業	—	—	—	—	—	—		
氷雪製造業	氷 雪 製 造 業	1	1	—	—	—	1	
	自動角氷製造機	—	—	—	—	—	—	
	自動販売機	—	—	—	—	—	—	
	小 計	1	1	—	—	—	1	
氷 雪 販 売 業	5	5	—	—	—	1		
食製油脂業	動物性油脂	1	1	—	—	—	1	
	植物性油脂	1	1	—	—	—	—	
	小 計	2	2	—	—	—	1	
マーガリン又はショートニング製造業	—	—	—	—	—	—		
みそ製造業	—	—	—	—	—	—		
醬油製造業	—	—	—	—	—	—		
計	2,124	2,095	216	180	245	804		
ソ ー ス 類 製 造 業	2	2	—	1	—	2		
酒 類 製 造 業	3	2	—	—	1	—		
豆 腐 製 造 業	29	28	—	1	1	37		
納 豆 製 造 業	3	3	—	—	—	—		
めん類製造業	36	36	1	2	1	32		
そうざい製造業	35	34	1	4	2	23		
かん詰又はびん詰食品製造業	4	4	—	1	—	2		
添加物製造業	4	4	1	4	1	2		
計	116	113	3	13	6	98		

イ 食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（表（４）－２）

区 分	23年度末 営業所数	24年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数	備 考	
			新 規	更 新				
食 品 製 造 業 等 取 締 条 例 等 に 関 する 営 業	行 商	菓 子	1	—	—	—	1	—
		豆腐及びその加工品	7	1	1	—	7	—
		弁 当 類	16	20	20	—	16	—
		ゆ で め ん 類	—	—	—	—	—	—
		そ う 菜 類	8	1	1	—	8	—
		アイスクリーム類	—	—	—	—	—	—
		魚介類及びその加工品	1	1	1	—	1	—
		小 計	33	23	23	—	33	—
	つ け 物 製 造 業	23	23	—	5	—	36	
	製 菓 材 料 等 製 造 業	7	6	—	1	1	6	
粉 末 食 品 製 造 業	16	16	—	2	—	4		
そ う 菜 半 製 品 等 製 造 業	8	8	—	—	—	3		
調 味 料 等 製 造 業	24	27	3	3	—	20		
魚 介 類 加 工 業	3	3	—	1	—	3		
液 卵 製 造 業	—	—	—	—	—	—		
食 料 品 等 販 売 業	店 舗	623	642	72	59	53	312	業変+1 -1
	包 装	220	241	40	14	19	83	業変+1-1
	自 動 販 売 機	83	89	18	23	12	42	
	移 動 販 売 車	12	8	—	1	4	2	
	小 計	938	980	130	97	88	439	
卵 選 別 包 装 業 者	1	3	2	—	—	1		
総 計	1,053	1,089	158	109	122	512		
ふ ぐ の 取 扱 規 制 条 例	ふ ぐ 取 扱 所	63	60	2	—	5	90	
	ふ ぐ 加 工 製 品 取 扱 施 設	—	78	81	—	3	93	

\* 行商の施設数については、平成24年1月1日～12月31日末現在である。

ウ 食品製造業等取締条例に規定する営業（集団給食）（表（４）－３）

区 分	23年度末 営業所数	24年度末 営業所数	報告数	廃業数	監視件数	備 考	
総 数	302	302	7	7	373		
集 団 給 食 施 設	学 校 ・ 幼 稚 園	84	84	—	—	22	
	病 院 ・ 診 療 所	28	27	1	2	64	
	工 場 ・ 事 業 所	1	1	—	—	2	
	児 童 福 祉 施 設	113	111	1	3	196	
	社 会 福 祉 施 設	56	59	4	1	69	
	ボ ラ ン テ ィ ア 給 食	5	5	—	—	4	
	そ の 他 給 食（届出以外）	14	14	1	1	12	
	1	1	—	—	4		

エ 食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数（表（4）－4）

区 分	23年度末 営業所数	24年度末 営業所数	許 可 件 数	休止数	廃業数	監視件数	備 考
食 鳥 処 理 業	3	3	—	1	—	8	

オ 食品衛生法施行細則第16条に規定する営業等（表（4）－5）

区 分	23年度末 営業所数	24年度末 営業所数	報 告 件 数	廃業数	監視件数	備 考	
総 計	5,640	<b>5,642</b>	5	3	1,657		
許可を要しない食品製造業	製粉・精米・精麦業	111	<b>111</b>	—	—	2	
	つけ物製造業	29	<b>28</b>	1	2	67	
	その他の食品製造業	一般食品	32	<b>31</b>	—	1	17
		乳肉食品	—	—	—	—	—
	小 計	172	<b>170</b>	1	3	86	
許可を要しない食品販売業	魚介類加工品販売業	677	<b>677</b>	—	—	165	
	乳製品販売業	704	<b>704</b>	—	—	267	
	アイスクリーム類販売業	850	<b>851</b>	1	—	246	
	野菜果物販売業	589	<b>589</b>	—	—	222	
	菓子（パンを含む）販売業	1,011	<b>1,014</b>	3	—	454	
	主食販売業	168	<b>168</b>	—	—	13	
	酒類・調味料販売業	385	<b>385</b>	—	—	118	
	その他の食品販売業	179	<b>179</b>	—	—	16	
	小 計	4,563	<b>4,567</b>	4	—	1,501	
器具容器包装おもちゃ	食器具容器包装製造業	—	—	—	—	—	
	食器具容器包装販売業	214	<b>214</b>	—	—	55	
	おもちゃ製造業	—	—	—	—	—	
	おもちゃ販売業	221	<b>221</b>	—	—	—	
	小 計	435	<b>435</b>	—	—	55	
添加物製造業	—	—	—	—	—		
添加物販売業	470	<b>470</b>	—	—	15		
乳さく取業	—	—	—	—	—		

② 食品検査等

ア 食品別収去検査（健康安全研究センター等送付分）（表（４）－６）

項目 食品分類		合 計			細菌検査			化学検査		
		合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
23 年度管内総数		230	230	—	166	166	—	64	64	—
<b>24 年度管内総数</b>		<b>196</b>	<b>194</b>	<b>2</b>	<b>131</b>	<b>131</b>	<b>—</b>	<b>65</b>	<b>65</b>	<b>2</b>
魚介 類等	魚 介 類	7	7	—	7	7	—	—	—	—
	魚 介 類 加 工 品	18	18	—	12	12	—	6	6	—
冷凍 食品	無 加 熱 摂 取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結前加熱済・加熱後摂取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結前未加熱・加熱後摂取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	生食用冷凍鮮魚介類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肉・卵類及びその加工品		13	13	—	10	10	—	3	3	—
乳・ 乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 製 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 類 加 工 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アイスクリーム類・氷菓	5	5	—	5	5	—	—	—	—
農産 物等	穀類及びその加工品	4	4	—	1	1	—	3	3	—
	野菜類・果物及びその加工品	23	23	—	17	17	—	6	6	—
菓 子 類		40	40	—	24	24	—	16	16	—
飲料・ 氷雪・ 水	清 涼 飲 料 水	17	15	2	7	7	—	10	8	2
	酒 精 飲 料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	氷 雪	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他 の食品	缶 詰 ・ び ん 詰	1	1	—	—	—	—	1	1	—
	調 味 料	11	11	—	3	3	—	8	8	—
	そうざい類及びその半製品	41	41	—	34	34	—	7	7	—
	上 記 以 外 の 食 品	16	16	—	11	11	—	5	5	—
添加物	別表第２の添加物及び製剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 添 加 物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
器具等	器 具 及 び 容 器 包 装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	お も ち や	—	—	—	—	—	—	—	—	—

### イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業（すし屋、弁当屋等）や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査した。また、検査を実施したすべての業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行った。

食品・器具・手指の検査（保健所実施分）（表（４）－７）

年度	区 分		検査数	細菌検査		化学検査	
				良	不良	良	不良
23	管内総数		1,136	1,075	61	—	—
24	管内総数		791	773	18	—	—
	内 訳	手調理器具	395	378	17	—	—
		食その	396	395	1	—	—
		の他	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	

### ③ 食中毒

#### ア 食中毒発生状況

平成24年度は3件の食中毒事件が発生した。病因物質はノロウイルス及びカンピロバクターであった。

食中毒発生状況（表（４）－８）

総数		内 訳				
23年度	24年度	発生年月日	原因施設	原因食品	原因物質	患者数／喫食者数
3件	3件	24年4月16日	飲食店	鶏料理	カンピロバクター	12/16
		24年6月30日	飲食店	6月28日提供料理	カンピロバクター	5/5
		24年12月15日	飲食店	生かき	ノロウイルス	12/24

#### イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体の依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査（表（４）－９）

事件数	調査対象数				検査件数			
	患者関係		施設関係	7	総数	病因菌検出状況		
	総数	発病状況				不検出	検出	
		非発病						発病
37	57	29	28	42	31	11		



#### ④ 苦情・相談等

##### ア 苦情処理件数（表（４）－１０）

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発 生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
23	211	14	34	1	3	21	68	17	23	5	1	23
<b>24</b>	<b>165</b>	<b>7</b>	<b>28</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>19</b>	<b>54</b>	<b>9</b>	<b>12</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>13</b>

\* 食品関係業務報告書に記載した件数。苦情内容が複数の場合があるため、件数と一致しない。

##### イ 相談件数（表（４）－１１）

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
6,129	2,505	3,624

#### ⑤ 講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可不要の集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会（Ａ）は、保健所等がテーマを企画した特別講習会で講習時間が２時間以上の講習会である。食品衛生実務講習会（Ｂ）は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する講習会で講習時間が１時間以上の講習会である。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

##### 講習会開催状況（表（４）－１２）

年度	区 分	食品衛生実務講習会 （Ａ）	食品衛生実務講習会 （Ｂ）	その他（消費者等）	合計
23	回 数	3	46	6	55
	受講者数	640	1,927	91	2,658
<b>24</b>	<b>回 数</b>	<b>4</b>	<b>30</b>	<b>17</b>	<b>51</b>
	<b>受講者数</b>	<b>675</b>	<b>1,259</b>	<b>502</b>	<b>2,436</b>

#### ⑥ 調理師・製菓衛生師免許

##### 調理師・製菓衛生師免許申請数（表（４）－１３）

年度	区 分	調 理 師	製菓衛生師	
23	管 内 総 数	249	14	
<b>24</b>	<b>管 内 総 数</b>	<b>222</b>	<b>9</b>	
	内 訳	免 許 申 請	173	8
		免 許 証 書 換 交 付 申 請	12	0
		免 許 証 再 交 付 申 請	37	1

⑦ 縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の一斉監視件数（表（４）－１４）

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	12	2,491
夜間営業者	1	22
そ の 他	—	—

⑧ 化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場・畜舎施設数等及び監視指導状況（表（４）－１５）

年 度	区 分	総 数	化製場等	動物質原料 運 搬 業	動物質原料 運搬容器数
23	年度末施設数等	3	1	2	6
	監視指導件数	1	—	1	6
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—
24	年度末施設数等	3	1	2	6
	監視指導件数	—	—	—	6
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—

## (5) 保健栄養

健康増進法に基づき、専門的な知識や技術を必要とする対象者への栄養指導や、特定給食施設には適切な栄養管理が行えるよう必要な指導・助言やスキルアップ・情報提供等を目的とした講習会の開催を行った。

また八王子市食育推進計画をふまえ、市民一人ひとりが食に関する理解や関心を深め、適切な食の選択による望ましい食生活を実践することを目指し、すべてのライフステージにおいて健康維持増進と生活習慣病予防のための取組等を行った。

### ① 専門的栄養指導等

生活習慣病ハイリスク者・在宅難病患者等への専門的栄養指導及び集団指導を行った。

#### ア 個別栄養指導

個別栄養指導状況（表(5)-1）

年 度	区 分		(計) 栄養指導	栄 養 指 導				
				(再掲)			(再掲) 訪問指導	(再掲) 精神
				生活習慣病	難 病	その他疾病		
23	総 数		209	29	2	37	—	3
24	総 数		151	70	4	20	—	5
	内 訳	妊産婦	—	—	—	—	—	/
		乳幼児	1	—	—	1	—	
		20歳未満	2	17	—	1	—	
		20歳以上	148	53	4	18	—	

\*平成24年度総数には再掲に計上されていない数値も含む。

#### イ 集団栄養指導

集団栄養指導状況（表(5)-2）

年 度	区 分		(計) 栄養指導	栄 養 指 導			
				(再掲)			(再掲) 精 神
				生活習慣病	難 病	その他疾病	
23	総 数		300	37	—	27	51
24	総 数		411	231	—	—	31
	内 訳	妊産婦	—	—	—	—	/
		乳幼児	—	—	—	—	
		20歳未満	1	—	—	—	
		20歳以上	410	231	—	—	

\*平成24年度総数には再掲に計上されていない数値も含む。

## ② 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設（児童福祉施設、病院、社会福祉施設、事業所等）に対して、施設特性に応じた栄養効果の十分な給食が実施され、喫食者の健康増進が図られるよう、個別指導（来所、電話、巡回）及び集団指導として栄養管理講習会を年間8回行った。

給食施設数（表（5）－3）

年 度	総 数	学 校	病 院	介 護 老 人 保 健 施 設	老 人 福 祉 施 設	児 童 福 祉 施 設	社 会 福 祉 施 設	矯 正 施 設	寄 宿 舎	事 業 所	給 食 セ ン タ ー	そ の 他
23	376	113	40	8	39	93	11	2	15	29	—	26
<b>24</b>	<b>380</b>	<b>113</b>	<b>39</b>	<b>7</b>	<b>40</b>	<b>95</b>	<b>11</b>	<b>2</b>	<b>15</b>	<b>30</b>	<b>—</b>	<b>28</b>

給食施設指導状況（表（5）－4）

年 度	種 別	区 分	総 数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又 は1日250食以上	1回300食以上又 は1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
23	総 数	個別指導延べ施設数	344	181	92	71
		(再掲)巡回指導	19	7	6	6
		集団指導 開設回数 延べ施設数	9 424	— 223	— 71	— 130
24	総 数	個別指導延べ施設数	<b>619</b>	<b>292</b>	<b>145</b>	<b>182</b>
		(再掲)巡回指導	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>—</b>
		集団指導 開設回数 延べ施設数	<b>8</b> <b>453</b>	<b>—</b> <b>259</b>	<b>—</b> <b>47</b>	<b>—</b> <b>147</b>

栄養管理講習会実施状況（表（5）－5）

開催日	対象施設	テ ー マ	講 師 名	参 加 施設数	参 加 人数
5月21日	病院・介護施設	①食品衛生情報 ②栄養管理・情報提供	①保健所食品衛生監視員 ②保健所栄養士	52	52
5月23日	給食施設	①食品衛生情報 ②栄養管理・情報提供	①保健所食品衛生監視員 ②保健所栄養士	91	97
6月28日	事業所	タニタ社員食堂から学ぶきらりと光るおいしくヘルシーなメニュー作りの秘訣！	神奈川工科大学応用バイオ科学部栄養生命科学科准教授 松月弘恵 氏	4	8
7月12日	経験3年未満の管理栄養士・栄養士	新人栄養士が身につけたい栄養管理 知っておきたい栄養情報	保健所栄養士	35	35
8月9日	児童福祉施設・学校（幼稚園）	いろいろな豆の豆知識！～給食献立と食育教材としての活用～	（有）埼玉屋本店 長谷部美野子 氏	39	40
9月3日	全施設	～「いつ」食べたらいいいのか？～ 時間栄養学を学ぶ	女子栄養大学 副学長 香川靖雄 氏	50	85
3月4日	全施設	特定給食施設における震災対策について～災害時に施設の給食継続をどう考えるか？（BCP策定にむけて）～	危機管理勉強会（齋藤塾） 塾長 齋藤實 氏	96	108
3月18日	児童福祉施設・学校（幼稚園）	給食における食物アレルギーと現場対応について	独立行政法人国立病院機構 相模原病院 小児科医師 小俣貴嗣 氏	45	58

③ 地区連携等

市内における健康づくりを推進するために、栄養・食生活に関する関係機関、団体との連携を図り、ネットワーク構築に努めた。

関係機関との連絡調整会議（表（5）－6）

項 目	内 容 等	実施回数	延べ人員
はちおうじ食のネットワーク会議	地域の食に関する機関・団体のネットワークを形成し、その活動を円滑かつ効果的に進めるために開催。平成24年度は「本市における地産地消の推進について」をテーマに意見交換会を実施。	1	18
保健栄養業務担当者連絡会	保健栄養業務を円滑かつ効果的に実施するために、行政関係部・課および保健所栄養関係者により、連絡調整、情報交換等を実施	2	28
災害時における栄養・食支援対策PT	市内での災害時における食支援対策を総合的に進めるために、行政関係部・課および保健所栄養関係者により、連絡調整、情報交換等を実施。ガイドラインの作成を目指す。	1	10

#### ④ 人材育成

市民の食生活の向上、健康づくりの推進のための人材育成として、各団体への研修会、連絡会等を支援・開催した。また管理栄養士養成施設学生の公衆栄養学実習の受け入れを行った。

人材育成状況（表（5）－7）

項目	実施回数	延べ人員	内 容 等
地域活動栄養士会	19	156	各世代に対する栄養指導、情報提供等の実施
八王子管理栄養士の会	11	46	生活習慣病予防に関する料理講習会、情報提供等の実施
管理栄養士実習生指導	19	84	実践女子大学3年次生12名 5月7日（共通）、及び5月11・21～25日（1期）、6月21～28日（2期）、9月18・19・21・24～26日（3期）

#### ⑤ 栄養表示・飲食店指導

飲食店や食品業者に対して随時、栄養成分表示等について普及・指導を行った。また、栄養表示基準制度及び特別用途食品表示許可制度に基づく食品についての収去検査を実施した。

栄養表示・飲食店指導（表（5）－8）

年 度	区 分	業 者 指 導（件数）		
		飲食店等	食品関係業者等	（再掲） 栄養表示基準
23	個別指導延べ施設数	81	22	22
	（再掲）巡回指導	67	—	—
	集団指導 開設回数	12	—	—
	延べ施設数	639	—	—
24	個別指導延べ施設数	270	3	2
	（再掲）巡回指導	80	—	—
	集団指導 開設回数	1	—	—
	延べ施設数	431	—	—

収去検査（表（5）－9）

年 度	検査種類	検体数	良	不良	備考
23	栄養成分表示	3	3	—	
	栄養機能食品	2	2	—	
24	栄養成分表示	3	3	—	
	栄養機能食品	2	2	—	

#### ⑥ 健康増進普及月間及びにおける活動

健康増進普及月間に併せて、市民の健康増進の観点から、「しっかり食べよう！野菜350」をテーマにヘルシーメニューキャンペーンを開催した。キャンペーンでは野菜350gの体感コーナーや野菜クイズ及び23年度から開始したヘルシーメニュー登録店を紹介するリーフレット等の配布を行った。

## ⑦ 食育推進事業

八王子市食育推進計画（平成23年3月策定）の推進を図るため、八王子市食育協議会を開催し、食育推進事業の取組みとして食育フェスタ、食育サポーター活動支援、はちおうじ食育ネット（食育専用ホームページ）を開設した。

なお、ヘルシーメニュー推進事業（平成21年度より）として23年度から「ヘルシーメニュー登録店制度」を9月から翌年8月までを登録期間として実施し、9月、6月はキャンペーン月間として「しっかり食べよう！野菜350」をテーマに、サービスクーポン付の「食べ歩きヘルシーメニューカイドマップ」を配布した。

## ア 食育協議会

市民活動団体、事業者、行政が一体となって食育推進を取り組むための検討の場として協議会を開催した。

食育協議会（表(5)－10）

項目	回数	延べ人員	内 容 等		
			回	開催日	内容
食育協議会	3	71	第1回	4月26日	①平成23年度食育推進事業報告について ②平成24年度食育推進事業報告について
			第2回	9月27日	①平成24年度食育推進事業進捗状況について ②平成25年度の中間見直し（評価）について
			第3回	1月24日	①食育フェスタ実施報告・来年度の開催の検討 ②平成25年度市民食育講座について
食育協議会分科会	1	21	—	6月20日	①各団体、活動紹介 ②「こどもの食育」をテーマとした意見交換会

## イ 食育推進事業実施状況

### a 食育フェスタ

食育を市民へ広く周知する取組みの一つとして「人と食をむすぶ食育フェスタ2012」をキャッチフレーズとし（実行委員会委託事業）開催した。

食育フェスタ実行委員会（表(5)－11）

項目	回数	延べ人員	回	開催日	内 容 等
食育フェスタ実行委員会	5	82	第1回	5月10日	八王子食育推進計画に基づき市民の理解を深めるため、地域団体、事業者、NPO、行政等の食育の取り組みを紹介し、体験の機会を設け、市民・団体との交流や連携を促進することを目的とした食育フェスタを実施した。なお開催にむけて、食育フェスタ実行委員会を設置し、委員会を開催した。
			第2回	6月20日	
			第3回	8月8日	
			臨時	9月13日	
			第4回	10月23日	
			第5回	12月11日	
新規出展団体説明会	1	7	—	9月4日	

## b 食育サポーター事業

地域・市民に対してより広く食育を広めるため、平成23年度に第1期生食育サポーター（一般16名、学生11名）を養成した。平成24年度は次の通り、地域のイベントや食育フェスタ等の食に関わるイベントでの食育活動支援に取り組んだ。

第1期食育サポーター食育活動支援内容（表(5)-12）

サポーター	認定人数	活動回数	延べ活動人数	活動内容
学生	11	19	60	学生天国出展、野菜普及キャンペーン、親子料理教室、公衆浴場利用による健康教室、野菜普及キャンペーン、食育フェスタイベントスタッフ、デイケア等
一般	16			

## c ヘルシーメニュー推進事業

食を通じて市民の健康づくりを支援するため、外食等を利用する際に、健康に配慮した料理を選択できるように、市内の飲食店等と協力してヘルシーメニューを提供するお店を登録店制度として実施し、市民に広く周知を行うとともに、食環境づくりを行った。

市では、食生活の問題点である野菜の摂取不足に着目し、「**しっかり食べよう！野菜 350**」をテーマに野菜の多くとれるメニューを取組みポイントとして飲食店等と協力して実施している。

ヘルシーメニュー登録店（表(5)-13）

登録期間	登録店舗	ガイドマップ配布数
平成24年9月1日～平成25年8月31日	45※	20,000部

※スーパーアルプスについては、八王子地域全13店舗（登録としては1店舗）

ヘルシーメニュー登録店キャンペーン（表(5)-14）

キャンペーン実施	参加店舗	クーポン実施店	クーポン券ちらし配布数
平成23年9月（健康増進普及月間）	29	22	6,000部

ヘルシーメニュー「しっかり食べよう！野菜350」野菜普及キャンペーン（表(5)-15）

実施日	実施場所	内容	参加人数
6月4～8日	(株) スーパーアルプス [中野店・高倉店・檜原店・はざま店・北野店]	野菜350g重量チェック 野菜クイズ・アンケート	336
9月24・25日	道の駅八王子滝山地域交流ホール	パネル展示・野菜量チェック アンケート・リーフレット配布	150

## d はちおうじ食育ネット（食育専用ホームページ）

食育の専用ホームページも開設し、市内の食育情報発信の強化を行う。

URL: <http://www.hachioji-shokuiku.com/>



● その他（依頼事業）

健康福祉総務課からの依頼で高齢者対象の公衆浴場（お風呂）で健康教室を食育サポーターとともに実施した

健康教室（表（5）－16）

実施日・回数	場所	内容	来場者人数
8月 20, 22, 23, 24日 4回	稲荷湯（子安町一丁目） 松の湯（小門町） 福の湯（本町） 武の湯（千人町一丁目）	①講話「暑さに負けるな！しっかり食べよう野菜350」 ②組成体重計を使った栄養相談	33

